

## 「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部改正

## 1 概要

し尿・汚でいの処分に係る手数料を改定するため、「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部改正を令和 6 年 3 月の定例会に提案する予定である。

## 2 改正の経緯

多摩市が搬入するし尿・汚でいの処理単価については、多摩川衛生組合と協議の上、決定されている。協議の結果、令和 6 年 10 月以降の処分単価の見直しが決定され（現行：27 円/ℓ ⇒ 改定後：35 円/ℓ）、それに伴い、多摩市が排出者に請求するし尿・汚でいの手数料の金額を改定するため、条例の一部を改正する。

## 3 手数料改定の対象

「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第 50 条の「別表第 1」 - 「2 し尿及び汚でい」 - 「区分」 - 「ア」「イ」「ウ」「エ」

ア) 一般家庭から排出される汲み取り式トイレのし尿の収集・運搬・処分手数料  
(し尿処理券にて市民から徴収)

現 行	1, 5 0 0 円 (1 月 1 回)	7 5 0 円 (1 月 2 回以降)
改定後	2, 2 5 0 円 (1 月 1 回)	1, 2 5 0 円 (1 月 2 回以降)

イ) 事業所（仮設トイレを除く）から排出されるし尿の処分手数料

(一般廃棄物収集運搬業許可業者から徴収)

- ・現 行 (委託) : 39 円/ℓ (処分料+収集・運搬料)
- ・改定後 (許可) : 35 円/ℓ (処分料)

ウ) 仮設トイレから排出されるし尿の処分手数料

(一般廃棄物収集運搬業許可業者から徴収)

現 行 : 27 円/ℓ ⇒ 改定後 : 35 円/ℓ

エ) 一般家庭・事業所の浄化槽・貯留槽の清掃に伴って排出される汚でいの処分手数料

(一般廃棄物収集運搬業許可業者から徴収)

現 行 : 20 円/ℓ ⇒ 改定後 : 30 円/ℓ

## 4 条例施行予定日

令和 6 年 10 月 1 日

## 5 今後の主な予定

令和 6 年 3 月 令和 6 年第 1 回市議会定例会に同条例改正案を上程

4 月～ 市民・排出事業者・収集運搬許可業者に条例改正内容の通知